

総合研究大学院大学学融合推進センター規則

平成 22 年 3 月 25 日

大学規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、総合研究大学院大学学則（平成 16 年学則第 1 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき、総合研究大学院大学学融合推進センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 センターは、総合研究大学院大学（以下「本学」という。）に設置する全学共同教育研究施設として、全学に開かれた自由闊達な学術交流を行う本学の教育研究拠点の役割を果たし、学融合による学際的で先導的な学問分野を開拓することを目的とする。

(センターの事業)

第 3 条 センターは、次の事業を行う。

- (1) 学融合教育事業：科学の総合性及び人間の総合性を付与する全学教育事業の推進に関する事
- (2) 学融合研究事業：学内共同研究及びその他の研究関連事業の企画及び実施に関する事
- (3) 学術交流事業：全学共同教育研究活動など全学の教員及び学生の連係交流事業に関する事
- (4) 基盤整備事業：研究科及び専攻を跨ぐ共通課題のうち、集約して基盤的な整備を実施する事業に関する事

2 センター長は、毎年度の事業開始前及び事業終了後に、それぞれ当該年度の事業計画及び事業報告をセンター運営委員会の議に基づき作成し、運営会議の承認を得なければならない。事業計画を変更した場合も同様とする。

(職員)

第 4 条 センターに次に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 先導科学研究科から推薦された教員（以下「センター協力教員」という。）
- (3) センター専任教員

(4) その他必要な職員

- 2 前項に定める職員のほかセンター長が特に必要と認める職員を置くことができる。

(センター長)

第5条 センターにセンター長を置き、法人の役員又は職員のうち、学長が指名する者をもって充てる。

- 2 センター長は、第3条に規定するセンター業務を掌理する。
- 3 センター長は、第8条に規定するセンター運営委員会及び第9条に規定するセンター会議を主宰する。

(センター協力教員)

第6条 第4条第2項に規定するセンター協力教員の選考は、先導科学研究科教授会の推薦に基づき、先導科学研究科の教員の中から、センター運営委員会の承認を経て、学長が任命する。

- 2 センター協力教員は、第3条に規定するセンター事業の統括に従事する。

(センター専任教員)

第7条 センター専任教員は、前条に規定するセンター協力教員に協力して、センター事業の実施及び研究業務に従事させるため、センター運営委員会の議に基づき、学長が任命する。

- 2 常時勤務に服するセンター専任教員の勤務条件、服務規律その他就業等に関しては、国立大学法人総合研究大学院大学特定有期雇用職員就業規則（平成19年法人規則第5号）の定めるところによる。
- 3 前項以外のセンター専任教員については、国立大学法人総合研究大学院大学非常勤職員就業規則（平成16年法人規則第8号）の定めるところによる。
- 4 第3条各号に定める事業の一部又は特定の事業の実施に従事する職員（以下「特定事項教員」という。）の選考については、第1項の規定にかかわらず、学長の推薦に基づき、センター運営委員会の承認を経て、学長が任命することができる。

(センター運営委員会)

第8条 センターに、センター運営委員会を置く。

- 2 センター運営委員会は、センター運営に関する重要事項を審議する。
- 3 センター運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(センター会議)

第9条 センターに、センター会議を置く。

- 2 センター会議は、センター事業を円滑に推進するため、センター運営に関する連絡調整及び情報交換を行う。

(アドバイザーボード)

第10条 センターに、学内外有識者で構成されるアドバイザーボードを設置することができる。

- 2 アドバイザーボードは、センター活動の全体報告に関し、必要な助言を行う。

(全学共同教育研究活動への協力)

第11条 センターは、第3条に規定した事業以外についても、全学、研究科又は専攻が行う教育研究活動に対して、その要請に基づき、当該活動への協力を努めるものとする。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成22年3月25日大学規則第1号)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 総合研究大学院大学葉山高等研究センター規則(平成16年大学規則第5号)は、廃止する。
3. この規則施行の際、現に総合研究大学院大学葉山高等研究センター規則(平成16年大学規則第5号)に基づき、雇用された上級研究員については、その任期が終了するまで雇用を継続し、必要な事項は別に定める。
4. この規則施行の際、現に総合研究大学院大学葉山高等研究センター規則(平成16年大学規則第5号)に基づき、任命された特別研究員については、その任期が終了するまで任命を継続し、必要な事項は別に定める。